

関運情第 2503 号

無人航空機の飛行に係る許可書

cubic-tt 坪佐 利治殿

令和 3 年 11 月 10 日付けをもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させることについては、航空法第 132 条第 2 項第 2 号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可する。

記

許可事項： 航空法第 132 条第 1 項第 1 号

許可の期間： 令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 12 月 9 日まで

無人航空機： DJI 製 Inspire1、Inspire2、Phantom3 Professional、
Phantom4 ADVANCED、MATRICE210
SONY 製 Airpeak S1

飛行の経路：瀬戸内海周辺の申請書添付資料 1 の経路
(申請書のとおり)

無人航空機を飛行させる者： 坪佐 利治

条件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- 飛行前日までに飛行日時及び許可番号を当職(cab-kixkyoka@mlit.go.jp 又は 050-3198-2870)へ連絡すること。飛行の中止又は日時を変更する場合は遅滞なく同連絡先へ連絡すること。
- 令和 4 年 6 月を予定する改正航空法に係る無人航空機の登録義務化以降は登録を受けた無人航空機で飛行させること。

令和 3 年 12 月 7 日

関西空港事務所長

山 田 康 弘

